

社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助の概要について(介護施設等分)

別紙

対象事業

東日本大震災を受け、被災した介護施設等のハード復旧に要する経費を助成。(備品等の設備は対象になりません。)

対象施設、補助率等

対象施設	設置根拠	設置者	通常の補助率			特例の補助率(かさ上げ)			備考
			国	県	市町村・民間	国	県	市町村・民間	
養護老人ホーム 特別養護老人ホーム	老人福祉法第15条第3項又は第4項	市町村	1/2	1/4	1/4	7/12	1/4	1/6	激甚法に基づき補助。(県内の施設であれば、特例の補助率が適用される見込み。)
		社会福祉法人	1/2	1/4	1/4	7/12	1/4	1/6	
老人デイサービスセンター	老人福祉法第15条第2項	市町村	1/2	1/4	1/4	2/3	1/6	1/6	
		社会福祉法人	1/2	1/4	1/4	2/3	1/6	1/6	
老人短期入所施設	老人福祉法第15条第2項	市町村	1/2	1/4	1/4	2/3	1/6	1/6	
		社会福祉法人	1/2	1/4	1/4	2/3	1/6	1/6	
軽費老人ホーム	老人福祉法第15条第5項	市町村	1/2	1/4	1/4	2/3	1/6	1/6	
		社会福祉法人	1/2	1/4	1/4	2/3	1/6	1/6	
老人福祉センター	老人福祉法第15条第5項	市町村	1/3	1/3	1/3	1/2	1/4	1/4	
		社会福祉法人	1/3	1/3	1/3	1/2	1/4	1/4	
老人福祉施設付設作業所	老人福祉法第15条第5項	市町村	1/3	1/3	1/3	/	/	/	特例の補助率適用の有無について、現在国で検討中。
		社会福祉法人	1/3	1/3	1/3	/	/	/	
在宅介護支援センター		市町村	1/2	1/4	1/4	2/3	1/6	1/6	
		社会福祉法人	1/2	1/4	1/4	2/3	1/6	1/6	
在宅介護支援センター(老健、病院又は診療所に併設している場合に限る。)	老人福祉法第15条第2項	市町村	1/2	-	1/2	/	/	/	特例の補助率適用の有無について、現在国で検討中。
		社会福祉法人	1/2	-	1/2	/	/	/	
		医療法人	1/2	-	1/2	/	/	/	
		その他厚生労働大臣が認めた者	1/2	-	1/2	/	/	/	
認知症高齢者グループホーム	老人福祉法第14条	市町村	1/2	1/4	1/4	2/3	1/6	1/6	
		社会福祉法人	1/2	1/4	1/4	2/3	1/6	1/6	
		地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号)に基づく交付金(以下「交付金」という。)の交付を受けて整備した当該施設を有する民間事業者	1/2	1/4	1/4	2/3	1/6	1/6	
		医療法人	1/2	-	1/2	/	/	/	特例の補助率適用の有無について、現在国で検討中。
在宅複合型施設	平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」	市町村	1/2	1/4	1/4	1/2	1/4	1/4	
		社会福祉法人	1/2	1/4	1/4	1/2	1/4	1/4	
生活支援ハウス	平成12年9月7日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」	市町村	1/2	1/4	1/4	1/2	1/4	1/4	
		社会福祉法人	1/2	1/4	1/4	1/2	1/4	1/4	
生活支援ハウス(通所介護事業又は通所リハビリテーション事業を行う老健に併設又は隣接している場合に限る。)		市町村	1/2	-	1/2	/	/	/	特例の補助率適用の有無について、現在国で検討中。
		社会福祉法人	1/2	-	1/2	/	/	/	
		医療法人	1/2	-	1/2	/	/	/	
		その他厚生労働大臣が認めた者	1/2	-	1/2	/	/	/	

対象施設、補助率等

対象施設	設置根拠	設置者	通常の補助率			特例の補助率(かさ上げ)			備考
			国	県	市町村・民間	国	県	市町村・民間	
小規模多機能型居宅介護事業所	老人福祉法第14条条	市町村	1/2	1/4	1/4	2/3	1/6	1/6	
		社会福祉法人	1/2	1/4	1/4	2/3	1/6	1/6	
		交付金の交付を受けて整備した当該施設を有する民間事業者	1/2	1/4	1/4	2/3	1/6	1/6	
夜間対応型訪問介護ステーション	老人福祉法第14条	市町村	1/2	1/4	1/4	2/3	1/6	1/6	
		社会福祉法人	1/2	1/4	1/4	2/3	1/6	1/6	
		交付金の交付を受けて整備した当該施設を有する民間事業者	1/2	1/4	1/4	2/3	1/6	1/6	
介護予防拠点	平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」	市町村	1/2	1/4	1/4	1/2	1/4	1/4	
		社会福祉法人	1/2	1/4	1/4	1/2	1/4	1/4	
		交付金の交付を受けて整備した当該施設を有する民間事業者	1/2	1/4	1/4	1/2	1/4	1/4	
地域包括支援センター	介護保険法第115条の39第2項又は第3項	市町村	1/2	1/4	1/4	2/3	1/6	1/6	
		社会福祉法人	1/2	1/4	1/4	2/3	1/6	1/6	
		交付金の交付を受けて整備した当該施設を有する民間事業者	1/2	1/4	1/4	2/3	1/6	1/6	
介護老人保健施設	介護保険法第94条第1項	市町村	1/3	-	2/3	1/2	-	1/2	
		社会福祉法人	1/3	-	2/3	1/2	-	1/2	
		医療法人	1/3	-	2/3	1/2	-	1/2	
		その他厚生労働大臣が認めた者	1/3	-	2/3	1/2	-	1/2	
訪問看護ステーション	介護保険法第70条	市町村	1/3	-	2/3	1/2	-	1/2	
		社会福祉法人	1/3	-	2/3	1/2	-	1/2	
		医療法人	1/3	-	2/3	1/2	-	1/2	
		保健衛生施設等施設整備費補助金の交付を受けて整備した訪問看護ステーションを有する民間事業者	1/3	-	2/3	1/2	-	1/2	

平成23年5月2日付け国の事務連絡の別紙及び当該補助金の交付要綱を元に作成したものを。

補助率の適用について

1 市町村が設置する施設

- (1) 当該市町村が特定被災地方公共団体()である場合 上表の「特例の補助率」が適用の見込み
(2) 当該市町村が特定被災地方公共団体ではない場合 上表の「通常の補助率」が適用の見込み

特定被災地方公共団体(本県分)

岩手県及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令」(平成23年政令第127号)に定められている市町村(次のとおり)。

宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、滝沢村、矢巾町、藤沢町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町

2 市町村以外の者が設置する施設

- (1) 次の要件に該当する都道府県又は指定都市若しくは中核市に設置されていた施設 上表の「特例の補助率」が適用の見込み
(2) (1)以外の都道府県又は中核市に設置されていた施設 上表の「通常の補助率」が適用の見込み

【要件】

- 1 当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の区域における各類型の施設又は事業所の数に対する東日本大震災により著しい被害を受けた各類型の施設又は事業所(その復旧に要する経費の額が60万円未満のものを除く。)の数の割合が10分の1以上であること。
2 当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の区域における被災施設又は事業所の復旧に要する費用の一施設あたりの平均額が80万円以上であること。

3 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームについて

養護老人ホームと特別養護老人ホームの災害復旧の補助率の適用については、1と2によらず、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に基づき補助されること。

4 その他

後日、国から当該補助金に係る正式な交付要綱が示される予定であり、上表の補助率等変更される可能性があること。